

長期間入出金のない残高 0 円普通預金口座等のお取扱いについて

平素は中兵庫信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、2020 年 7 月以降、預金規定にしたがいまして、下記の条件に該当する預金等の口座について、事前に今後のご利用意向を通知させていただいたうえで、閉鎖（解約）させていただきます。

この場合、お手許の通帳・キャッシュカード類は、以後ご利用いただけなくなります。

対象預金種目	普通預金・当座預金
お取引閉鎖（解約）条件 ※右記の条件をすべて満たす場合	◇最終取引日以降 5 年以上経過していること ◇残高 0 円の口座であること ◇上記の預金以外に取引店で次の取引がないこと 定期預金・定期積金・出資・融資等 ◇当金庫にて口座閉鎖（解約）を妥当と認めた場合

○普通預金規定（抜粋）－ 普通預金無利息型を含む－

普通預金規定
7 .（解約等） （3）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

○当座勘定規定（抜粋）－ 一般用－

当座勘定規定
第 25 条（解約） （1）この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。 ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

お取引を閉鎖（解約）しました口座は、いっさいご利用できませんので、口座が必要な場合は、新たに口座の申込みが必要となります。

その際には、公的な本人確認書類や届印鑑が必要なほか、ご利用目的等の確認をさせていただきます。